

【 会 議 録 】(概 要)

日時:平成 20 年 11 月 19 日 (水) 18:00 ~ 21:20

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 2 部会 第 1 2 回会議	場所	越谷市役所第二庁舎 5 階 研修室 1
件名 議題	協議事項 (1) 条例素案について (「市議会の役割と責務」 「市議会議員の責務」 「市長の責務」 「市職員の責務」 「住民投票」 「条例の実効性の確保」)		
資料等	有 無		
出席者	出席委員 小河原部会長、有元委員、伊東委員、宇佐美委員、加藤委員、帆苅委員、佐々木委員 (7 名) 欠席委員 高橋副部会長、大熊委員 (2 名) 事務局 田中企画課副主幹、斉藤同主事 (2 名) 支援者：特定非営利活動法人越谷 N P O センター (1 名) 傍聴者 なし		
内 容	別紙 主な意見等 の通り		
	<ul style="list-style-type: none"> ・会議冒頭、運営・調整委員会で暫定的に決定した「用語の定義」について、事務局から説明があった。 ・前回の部会までの協議内容を反映させた資料【資料 1】をもとに、各委員から提出のあった私案【資料 2 ~ 4】を踏まえて再度協議し、文言の検討を行った。 <p>合意・決定事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市議会の役割と責務」部分は、下記のとおりとする (今後の会議で、再度の見直しもある) 。 <ol style="list-style-type: none"> 1 市議会は、意思決定機関であり、行政運営に関する監視機能の充実に努め、公益の実現に努めます。 2 市議会は、市民の意見を積極的に取り入れ、政策立案および立法機能の向上に努めます。 3 市議会は、まちづくりに係わる情報を市民と共有して、開かれた議会の運営に努めます。 ・「市議会議員の責務」部分は、下記のとおりとする (今後の会議で、再度の見直しもある) 。 <ol style="list-style-type: none"> 1 議員は、市民全体の代表として、市民の意向を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。 2 議員は、市民の意見を尊重して、政策立案・審議能力の向上に努めます。 3 議員は、議会活動に関する情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明します。 ・「市長の責務」部分は、下記のとおりとする (今後の会議で、再度の見直しもある) 。 <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行します。 2 市長は憲法に定める地方自治の本旨を尊重し、かつ、本条例を遵守します。 3 市長は執行機関の総括責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。 ・「市職員の責務」部分は、下記のとおりとする (今後の会議で、再度の見直しもある) 。 <ol style="list-style-type: none"> 1 市職員は、法令を順守し、本条例の趣旨に則して職務を遂行します。 2 市職員は、市民全体の為に働く者として、公正に職務を遂行し、その能力の向上を図ります。 ・「住民投票部分」部分は、下記のとおりとする (今後の会議で、再度の見直しもある) 。 <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の将来に重大な影響を及ぼす事案については住民投票を行うことができます。市民、議会、市長は、その結果を尊重します。 2 住民投票に関する条例の詳細は別途定めます。 ・「推進会議の設置」部分は、下記のとおりとする (今後の会議で、再度の見直しもある) 。 <ol style="list-style-type: none"> 1 本条例の推進・評価・監視のために、市民による「自治基本条例」推進会議を設置します。 2 「自治基本条例」推進会議は、本条例の推進に関する調査・審議等を行い、市長に意見を述べるすることができます。 3 「自治基本条例」推進会議の詳細は別途定めます。 		

合意・決定事項等（続き）

・「条例の改正手続き」部分は、下記のとおりとする（今後の会議で、再度の見直しもある）

- 1 市長及び市議会は、「自治基本条例」推進会議の意見に基づいて、本条例の改正を発議することができます。
- 2 本条例の改正に関する手続きは別途定めます。

主な意見等

「市議会の責務」について

- ・政策立案（市民の求めた政策を形にして提案する）、立法機能（条例を作る機能）という文言は、自治という観点から入れたほうがよいと思う。
- ・市議会の最も重要な機能として意思決定がある。
- ・議会改革の流れの中で、議会による条例提案（議員立法）能力を高めようという機運もあるようだ。
- ・これからの時代にどんな議会が求められるかを書きこんでいくべきだと思う。
- ・「開かれた議会運営」という文言は入れたい。

「市議会議員の責務」について

- ・組織（議会）としての機能ではなく、ここでは議員個人の果たすべきことについて書くべきだと思う。
- ・議員は、能力の向上に努めているので、議員個人の能力についてあえて書く必要はないと思う。
- ・議員の果たすべき役割について、最初に持ってきたほうがよいと思う。
- ・議員は、市議会を構成する一人としてどうすべきかを書き込んだほうがよいと思う。
- ・議員は市民にとってどのような存在であってほしいか、を盛り込みたい。
- ・議員は地元の代表のみならず、市民全体の代表であることを強調したい。

「市長の責務」について

- ・市長は他の執行機関の上に立つものではないので、最高責任者という表現はそぐわないと思う。
- ・地方自治法にある「統括責任者」という言葉を使ってはどうか。わかりにくいようなら、答申までに作成される、条文の解説などで補足説明をしたほうがよいと思う。

「住民投票」について

- ・だれが投票するのか、発議は誰がするのが必要になると思う。
- ・この部会では、“非常設型”で、“諮問型”の住民投票がよいだろうという意見で一致していたと思う。
- ・住民投票という項目を設けておくことにより、事案に応じた条例を制定することが示せると思う。

「推進会議」について

- ・市長へ意見を述べるができなければ、推進会議を立ち上げる意義が薄れる。
- ・市長の諮問に応じて答申する、審議会形式が妥当と思う。
- ・その形式だと、推進会議は諮問を受けない限り答申（提言）できない形なので、不十分と思う。
- ・推進会議は、市長からの諮問がなくても、自ら意見を述べるができるという文言にすればいいと思う。

「条例の実効性の確保」について

- ・第7章に、「本条例の進捗状況の公表」を盛り込めないか。